

# みとよ 農業委員会だより

## 第18号

令和3年9月1日



### がんばっています! 若い担い手さん

上田 崇さん(詫間町)

編集・発行

**三豊市農業委員会**

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

TEL.0875-73-3046

# ごあいさつ

三豊市農業委員会

会長 堀江 博



みとよ農業委員会だより第18号の発刊に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

市民の皆様方におかれましては、平素、農業委員会の活動に対し格別のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、コロナ禍における困難の中、日夜農産物の生産に携わられている農家の皆様、そして農産物の流通や加工に当たられている事業者の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様方に対し、敬意を表しますと同時に感謝を申し上げます。

今日のコロナ禍、誰が予測できたでしょうか。まったくの想定外で、社会もコロナに対して何の準備もできていませんでした。

店頭からマスク、消毒液などが消えてしまいました。マスクの生産を手掛けていなかった企業までがマスクの生産を始めたりもしました。全世界が治療薬の出現を願う中で多くの尊い命が犠牲になってしまいました。

農業分野においても、かつて経験した

ことのない事態が発生しています。

農家の皆さんが手塩にかけて生産した農産物が、それもどこに出しても胸を張れるような出来栄えの良い農産物が流通しないという現実、随分と悔しい思いをされた方も多いのではないのでしょうか。

しかし、いかに大きな困難に直面しようとも、農業生産への手は緩められませんが、農地は一度手を抜くと元に戻すには大変な労力が必要となります。三豊市産の立派な農産物の生産に大きな影響が出てしまいます。農家の皆さんの篤き思い、そして粘り強い取り組みにより生産基盤である農地を守らなければコロナは乗り越えられません。

農業委員会といたしましても、農家の皆さんの取り組みをリードし、そして支援することが大きな使命であり、将来に向けて持続・発展できる農業と地域のため一丸となって取り組みます。今後とも変わらぬご理解とご協力をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。

## 表紙の担い手さん

がんばっています！  
若い担い手さん

上田さんは、2020年に新規就農し、主にビワ・ミカン・アスパラガスを育てています。農業の経験は無く、空き家バンク制度を利用して三豊市に移住しました。自然の中で生活するうち、だんだん農業に興味が出てきたそうです。農業大学で学び、卒業前に相談に訪れた農業委員会で、果樹の受け手を探していると聞きました。(公財)香川県農地機構を通じて農地を借り受け、そこにある果樹も一緒に受け継ぎました。

「就農して驚いたのは、とにかく体力がいることです。手作業ですから、時間がいくらあっても足りません。」農地は急傾斜地にあり、木に登って作業をすることも多いそうです。「一番楽しいのは、やっぱり収穫の時です。甘く大きく育った果実を見るのは、本当につれしいです。」

人とのふれあいも三豊市の魅力のひとつです。「農作業を手伝ってもらったり、おすそわけをいただいたり、地域の方には、いつも助けてもらっています。できるだけ、地域のための活動にも参加したいです。」

果樹とともに、農業への情熱も引き継いだ上田さん。頼もしい担い手さんを、応援しています。



# 農業委員と農地利用最適化推進委員を 推薦・募集します

## ①要件

### ●農業委員

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務（農地の貸借や許認可、農地転用の意見決定、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の防止・解消など）を適切に行うことができる者

### ●農地利用最適化推進委員

担当区域で、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の防止・解消などに熱意と識見を有する者

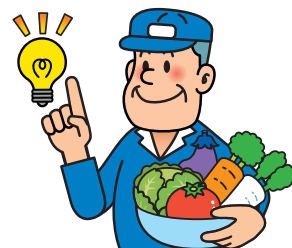
## ②定数

### ●農業委員 24名

### ●農地利用最適化推進委員 68名

活動を希望する区域別人数は以下のとおりです。

高瀬町	山本町	三野町	豊中町	詫間町	仁尾町	財田町
20名	9名	9名	11名	6名	4名	9名



## ③募集期間

令和3年9月1日(水)～令和3年9月30日(木)

## ④推薦・応募の方法

適任と思われる方を、本人の同意を得て3名以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、**令和3年9月30日(木)まで**に三豊市農業委員会へ所定の書類を提出してください。

※推薦または応募のための書類等の詳しい内容については、三豊市農業委員会事務局へお問い合わせください。



## 農地を売買・転用するときは、農地法の許可が必要です！

農地（田や畑）の売買・貸借や転用する場合には、農地法により、それぞれ市農業委員会会長もしくは県知事の許可が必要になります。

また、農地の権利を相続等で取得したときも、届出をしてください。

- 転用とは、農地を住宅等の建物敷地、資材置場、太陽光発電施設など、農地以外の用地に転換することをいいます。一時的に資材置場や土砂採取場等に利用する場合も転用です。
- 農地法の許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令等の命令がなされる場合があります。また、違反転用や原状回復命令違反には 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）が科される罰則の適用もあります。

届出・申請の受付は農業委員会で行っています。

詳しくは、**三豊市農業委員会事務局**にお問い合わせください。

## 農作業に伴う公道への土・泥汚れについて

耕起、代かき、田植え等の作業後、農業機械が田畑から公道へ出ると、付着した土や泥が落ちてしまうことがあります。

公道に落ちた土や泥をそのままにしていると、通行のさまたげとなる場合がありますので、そのままにせず、速やかに取り除かれますよう、お願いします。

【問い合わせ】三豊市農業委員会事務局



## 全国農業新聞を購読しませんか

農業経営に役立つ情報をお届けします。

毎週金曜日発行

月…… 700 円

年… 8,400 円（送料・消費税込）

【お申込み】三豊市農業委員会

または農業委員、農地利用最適化推進委員へ

「見やすい」  
「分かりやすい」  
紙面を追求して  
週1回発行しています！

全国農業  
新聞



## 遊休農地の解消をめざして

農業委員会では農地法に基づき、遊休農地解消、違反転用の防止等を目的に、**農地の利用状況調査（農地パトロール）**を行っています。

農地パトロールでは

- ①農地がきちんと耕作されているか
- ②農地がどのように使われているか
- ③農地が荒廃していないか 確認します。

農地パトロールの結果、「再生可能な遊休農地」と、今回の調査で新たに遊休農地と判断された農地について、11月頃に所有者の方に利用意向調査を行います。調査票が届いた場合、調査対象となった遊休農地を今後どうしたいかご回答ください。

耕作放棄地は、放棄した期間が長いほど復旧するのに時間と労力がかかります。農業委員・農地利用最適化推進委員はできるだけ所有者に声掛けをして放棄地にならないように活動しています。

耕作していない農地に雑草が茂って害虫が発生した、防犯・防災上の不安がある等の苦情が寄せられています。近隣の方々が安心して暮らせるように、土地管理者は年間を通して適切な管理をお願いします。



## 農業委員会 活動レポート



### ●農地利用最適化推進活動研修会

令和3年度農地利用最適化推進活動研修会を7月14日に行いました。

（一社）香川県農業会議から農地等の利用の最適化の推進についての講演の後、4地区から農地利用最適化推進に向けた事例発表がありました。

荒廃農地の解消や、ため池の維持管理活動などが紹介され、委員は興味深く聞き入っていました。

### ●夢のある元気な農業経営のために

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

12月16日に谷川さんご家族と関さんご家族が、4月19日に矢野さんご家族が、家族経営協定に調印しました。市農業委員会会長と香川県西讃農業改良普及センター所長が立会い、和やかな調印式になりました。今後の円満で安定した経営にご期待します。



関さんご家族



谷川さんご家族

# 大切な農作物を獣害から守るために

## ●みなさんで対策をしましょう

三豊市内各地でイノシシが出没しています。

農地にやってくる原因の一つは「**エサ**」があるからです。人にとっては価値のないものでも、イノシシにとってはエサとなるものが数多くあります。これらを適切に管理することが、農作物を守ることに繋がります。

### 【対策例】

- ・ 収穫しない野菜や果樹などを農地に残さない
- ・ 放置された果樹は完全に収穫するか、伐採する
- ・ 家庭から出た食品残さを農地や庭先に放置しない
- ・ 稲刈り後のヒコバエや雑草はすきこむなどして発生を抑える
- ・ お墓の果物やお菓子などのお供え物は、お参りが終わったら持ち帰る
- ・ のり面や畔などの雑草もエサや隠れ場所になるので除草する



すでに、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置している場合は、**維持管理が大切**です。

- ・ 定期的に見回りをし、破損があったら補修、設置面の掘り起し等で隙間があったら、すぐに埋めましょう
- ・ 効果を持続させるためにも、柵のまわりに雑草が生い茂る前に刈り取りましょう

## ●農作物を獣害から守るため、農地に設置する柵等に対する補助事業があります

補助には条件がありますので、設置を検討されている場合は、農林水産課までお早めにお問い合わせください。



## ●捕獲することも重要です

香川県では狩猟免許試験を毎年2回、夏と冬に実施しています。イノシシ等の捕獲を行うには、試験に合格し狩猟登録や保険への加入等が必要です。詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

## ●もし、近くでイノシシを見かけたら…

- ・ イノシシの視線から隠れましょう！  
背をむけず、ゆっくりと、電柱、街路樹や塀などの物陰に隠れましょう。
- ・ できるだけ高いところに逃げましょう！  
塀の上や植え込みなど、イノシシより少しでも高いところに逃げましょう。

# 農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

## 国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



◎**積立方式**だから自分がかけた金額は年金として**生涯もらえます**。(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料は**いつでも変更**できます。

月々2万円から6万7千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の**節税**になります。

◎**政策支援**（保険料の国庫補助）が受けられます。

例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円（5割）補助

問い合わせ先 **三豊市農業委員会事務局・JAの農業者年金担当**

**独立行政法人農業者年金基金**

専門相談員 TEL. 03-3502-3199

企画調整室 TEL. 03-3502-3942

令和3年度(2021年度)

# 農地バンクを活用しましょう!

## ◆ 農地バンク(農地中間管理機構)とは?

農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する農地バンク事業(農地中間管理事業)を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関です。



## ◆ なぜ農地バンクなの?

出し手のメリット

- 1 公的機関だから安心!**  
 貸し付けた農地は、しっかりとした選定基準の下意识ある地域の担い手へ転貸されます。  
 賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- 2 農地は返却されます**  
 農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。  
 (希望に応じて、契約の延長も可能です。)
- 3 受け手とマッチングします**  
 万が一受け手が耕作できなくなった場合、農地バンクが新しい受け手を探します。
- 4 税金の優遇措置が適用されます**  
 所有するすべての農地を10年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額になります。

受け手のメリット

- 5 賃料支払いや契約事務が楽に!**  
 複数の地権者から農地を借りる場合も、契約や賃料の支払い先は農地バンクのみです。
- 6 農地の集約化をサポートします**  
 地域の話合いに基づき、分散した農地を交換してまとめます。
- 7 協力金が支払われます**  
 まとまって農地を貸し付けた地域には、協力金が交付されます。
- 8 農地の条件整備ができます**  
 最大農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

※ 各種支援措置には要件があります。

香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

**公益財団法人 香川県農地機構** 〒760-0068 高松市松島町1丁目17番28号  
 香川県高松合同庁舎 TEL (087) 831-3211

三豊市農業委員会事務局内に農地機構の農地集積専門員が駐在しています。お気軽にご相談ください。